

前払式支払手段に関する内閣府令案について

第1 内閣府令案の概要

1. 第1章（総則）

（1）第1条～第3条関係

この内閣府令案における主な用語の定義等を定めるものである。

（2）第4条関係

資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第3条第2項の委任に基づき、基準日未使用残高の算出方法を定めるものである。

（3）第5条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、電磁的方法により金額や数量を記録している前払式支払手段の支払可能金額等を、記録されている金額又は数量の上限と定めるものである。

（4）第6条～第8条関係

資金決済に関する法律施行令（以下「資金決済法施行令」という。）第4条第4項の委任に基づき、適用除外となる前払式支払手段等を定めるものである。

2. 第2章（自家型発行者）

（1）第9条～第12条関係

資金決済法第5条及び第105条の委任に基づき、自家型発行者の届出手続、届出書の記載事項、添付書類及び変更届の届出手續等を定めるものである。

（2）第13条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、自家型発行者名簿の縦覧の方
法を定めるものである。

3. 第3章（第三者型発行者）

（1）第14条～第16条関係

資金決済法第8条の委任に基づき、第三者型発行者の登録申請手続、

登録申請書の記載事項及び添付書類を定めるものである。

(2) 第17条・第18条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、登録申請者への登録通知及び第三者型発行者登録簿の縦覧の方法を定めるものである。

(3) 第19条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、登録申請者への登録拒否通知の方法を定めるものである。

(4) 第20条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、変更届出手続及び当該変更事項に係る第三者型登録簿への登録手続等を定めるものである。

4. 第4章（表示、発行保証金の供託その他の義務）

(1) 第21条関係

資金決済法第13条第1項の委任に基づき、前払式支払手段発行者が前払式支払手段である証票等又は前払式支払手段と一体となっている書面等を利用者に交付して発行する場合に、当該前払式支払手段へ表示すべき内容及び表示方法等を定めるものである。

(2) 第22条関係

資金決済法第13条第2項の委任に基づき、前払式支払手段発行者が前払式支払手段である証票等又は前払式支払手段と一体となっている書面等を利用者に交付せずに発行する場合の情報提供方法を定めるものである。

(3) 第23条関係

資金決済法第13条第3項の委任に基づき、一部の表示事項を表示しないことができる場合として認定資金決済事業者協会が周知する場合を定めるものである。

(4) 第24条～第29条関係

資金決済法第14条の委任に基づき、発行保証金の供託手続、追加供託の手続、発行保証金に充てることができる債券の種類及び当該債券の評価額を定めるものである。

(5) 第30条～第33条関係

資金決済法第105条及び資金決済法施行令第8条の委任に基づき、発行保証金保全契約の届出手続、発行保証金保全契約を締結することができる銀行等及び銀行等以外の者が満たすべき要件並びに発行保証金保全契約の解除承認手続を定めるものである。

(6) 第34条～第38条関係

資金決済法第16条及び第105条の委任に基づき、発行保証金信託契約の承認手続、発行保証金信託契約の内容、信託財産とすることができる預貯金や債券の種類及び当該債券の評価額並びに発行保証金保全契約の解除承認手続を定めるものである。

(7) 第39条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、同法第17条の命令に基づき発行保証金の供託を行う場合の供託手続を定めるものである。

(8) 第40条関係

資金決済法施行令第9条の委任に基づき、発行保証金を取り戻す際の未使用残高の計算方法等を定めるものである。

(9) 第41条関係

資金決済法第20条第1項の委任に基づき、発行の業務の廃止等に伴い、前払式支払手段の払戻しを行う場合の払戻額の計算方法及び払戻手続等を定めるものである。

(10) 第42条関係

資金決済法第20条第2項の委任に基づき、例外的に前払式支払手段の払戻しが認められる場合として、①基準期間における払戻金額の総額が直前の基準期間の発行額の100分の20を超えない場合、②基準期間における払戻金額の総額が直前の基準日における未使用残高の100分の5を超えない場合、③保有者のやむを得ない事情により当該前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合を定めるものである。

(11) 第43条～第45条関係

資金決済法第21条の委任に基づき、前払式支払手段の発行の業務に係る情報の安全管理措置として、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならないことを定めるほか、

個人利用者情報の安全管理措置及び特別の非公開情報の取扱いを定めるものである。

5. 第5章（監督）

（1）第46条関係

資金決済法第22条の委任に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関する帳簿書類の作成及び保存を定めるものである。

（2）第47条～第49条関係

資金決済法第23条の委任に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関する報告書の提出手続、基準期間における発行額の算出方法、報告事項及び添付書類を定めるものである。

（3）第50条関係

資金決済法第27条第2項及び第29条の委任に基づき、所在不明者の公告及び監督処分の公告の方法を官報と定めるものである。

6. 第6章（雑則）

（1）第51条関係

資金決済法第30条第3項及び第105条の委任に基づき、自家型発行者の業務の承継の届出手續及び添付書類を定めるものである。

（2）第52条関係

資金決済法第31条第3項の委任に基づき、権利実行事務代行者へ委任することができる事務の内容を定めるものである。

（3）第53条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、廃止の届出手續、記載事項及び添付書類を定めるものである。

（4）第54条～第56条関係

資金決済法第105条の委任に基づき、経由官庁、届出書等の認定資金決済事業者協会の経由及び標準処理期間を定めるものである。

7. 附則

その他、この内閣府令案の施行に伴い、施行期日、前払式証票の規制等に

に関する法律施行規則の廃止を定めるほか、資金決済法附則の適用を受ける者等について所要の経過措置を定めるものである。

第2 施行時期

資金決済法の施行の日